

## 障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用負担額の減免

### 1. 支援の内容

震災、風水害、火災等により一定以上の損害を受けた場合、障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用者負担を減免します。

### 2. 対象者（要件等）

震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財等の財産に著しい損害を受け、その程度が半壊、床上浸水、半焼以上のいずれかの者

### 3. 減免後の利用者負担月額

0円

### 4. 減免の適用期間

災害の発生した月から起算して1年を経過する日の属する月まで

### 5. 申請期限

被災した日から3か月以内

### 6. 申請に必要なもの

印鑑、り災証明書（市で確認できる場合は不要）

### 7. 申請窓口

障がい福祉課支援給付担当（TEL）084-928-1208（FAX）084-928-1730

松永保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-930-0410

北部保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-976-8803

東部保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-940-2572

神辺保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-962-5005

新市支所保健福祉担当（TEL）0847-52-5515

沼隈支所保健福祉担当（TEL）084-980-7704

### 【問い合わせ先】

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課 サービス給付担当  
（TEL）084-928-1208 （FAX）084-928-1730